

御所山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(再指定) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>1 指針</p> <p>(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 御所山鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 平成18年11月1日～平成28年10月31日(10年間)</p> <p>(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>① 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>② 指定目的 当該地域一帯は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主とする林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、カモシカ、クマの大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。</p> <p>特に、現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっていることから、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き、特別保護地区に指定する。</p> <p>・管理方針</p> <p>登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。</p>	<p>1 <u>鳥獣保護区特別保護地区の概要</u></p> <p>(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 御所山鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 <u>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)</u></p> <p>2 <u>鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</u></p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定区分</u> 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定目的</u> 御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、<u>ヤマネやホンドオコジョなどの小型獣類からニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。</u></p> <p>特に現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっている。</p> <p><u>このため、当該区域は、御所山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</u></p> <p>(3) <u>管理方針</u></p> <p>ア <u>鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</u></p> <p>イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう</p>

<p>2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積</p> <p>総面積 401 ha</p> <p>内 訳</p> <p>ア 形態別面積</p> <p>林 野 401 ha</p> <p>農耕地 ha</p> <p>水 面 ha</p> <p>その他 ha</p> <p>イ 所有者別面積</p> <p>国有地 401 ha</p> <p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">{</td> <td rowspan="2">国有林</td> <td rowspan="2" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>林野庁所管</td> <td rowspan="2">401 ha</td> <td rowspan="2" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>制限林</td> <td>401 ha</td> <td rowspan="2" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>保安林</td> <td rowspan="2">401 ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>普通林</td> <td>ha</td> <td>砂防指定地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> <td>その他</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td colspan="11">国有林以外の国有地（所管省庁別に記載） ha</td> </tr> <tr> <td colspan="11"> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>地方公共団体有地</td> <td>ha</td> <td rowspan="3" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>県有地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>私有地等</td> <td>ha</td> <td>市町村有地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>公有地水面</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="11">ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域</td> </tr> <tr> <td colspan="11"> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自然環境保全法による地域</td> <td>ha</td> <td>自然環境保全地域特別地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自然環境保全地域普通地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>自然公園法による地域</td> <td>401 ha</td> <td>特別保護地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特別地域</td> <td>401 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通地域</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>文化財保護法による地域</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>3 指定区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該地域の概要</p> <p>ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置</p> <p>尾花沢市の御所山の山頂及び西側斜面</p> <p>イ 地形、地質等</p> <p>全体的に緩やかな地形になっているが、溪谷や断崖等の急峻な地形もところどころに見られる。御所山山頂付近は安山岩類、丹生川源流部は流紋岩となっている。</p> <p>ウ 植物相の概要</p> <p>大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在している。</p> <p>エ 動物相の概要</p> <p>カモシカやツキノワグマの大型鳥獣のほか、イヌワシ、クマタカなどの希少猛禽類も生息</p> </p>	{	国有林	{	林野庁所管	401 ha	{	制限林	401 ha	{	保安林	401 ha	文部科学省所管	普通林	ha	砂防指定地	ha										その他	ha	国有林以外の国有地（所管省庁別に記載） ha											<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>地方公共団体有地</td> <td>ha</td> <td rowspan="3" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>県有地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>私有地等</td> <td>ha</td> <td>市町村有地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>公有地水面</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											{	地方公共団体有地	ha	{	県有地	ha	私有地等	ha	市町村有地	ha	公有地水面	ha			ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域											<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自然環境保全法による地域</td> <td>ha</td> <td>自然環境保全地域特別地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自然環境保全地域普通地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>自然公園法による地域</td> <td>401 ha</td> <td>特別保護地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特別地域</td> <td>401 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通地域</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>文化財保護法による地域</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha			自然環境保全地域普通地区	ha	自然公園法による地域	401 ha	特別保護地区	ha			特別地域	401 ha			普通地域	ha	文化財保護法による地域	ha			<p>留意する。</p> <p><u>ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。</u></p> <p>3 <u>鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳別表1のとおり</u></p> <p>4 指定区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該地域の概要</p> <p>ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置</p> <p>尾花沢市の御所山山頂及び西側斜面</p> <p>イ 地形、地質等</p> <p>全体的に緩やかな地形になっているが、溪谷や断崖等の急峻な地形もところどころに見られる。御所山山頂付近は安山岩類、丹生川源流部は流紋岩となっている。</p> <p>ウ 植物相の概要</p> <p>大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在している。</p> <p>エ 動物相の概要</p> <p><u>鳥類ではイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類を含む17科28種が確認されており、獣類では小型のヤマネやホンドオコジョから大型のニホンカモシカやツキノワグマなど9科13種の生息が確認されている。</u></p>
{				国有林			{	林野庁所管		401 ha		{	制限林	401 ha	{	保安林	401 ha																																																																																													
	文部科学省所管	普通林	ha		砂防指定地	ha																																																																																																								
									その他	ha																																																																																																				
国有林以外の国有地（所管省庁別に記載） ha																																																																																																														
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>地方公共団体有地</td> <td>ha</td> <td rowspan="3" style="font-size: 1.5em;">{</td> <td>県有地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>私有地等</td> <td>ha</td> <td>市町村有地</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>公有地水面</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											{	地方公共団体有地	ha	{	県有地	ha	私有地等	ha	市町村有地	ha	公有地水面	ha																																																																																								
{	地方公共団体有地	ha	{	県有地	ha																																																																																																									
	私有地等	ha		市町村有地	ha																																																																																																									
	公有地水面	ha																																																																																																												
ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域																																																																																																														
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自然環境保全法による地域</td> <td>ha</td> <td>自然環境保全地域特別地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自然環境保全地域普通地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>自然公園法による地域</td> <td>401 ha</td> <td>特別保護地区</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特別地域</td> <td>401 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通地域</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>文化財保護法による地域</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha			自然環境保全地域普通地区	ha	自然公園法による地域	401 ha	特別保護地区	ha			特別地域	401 ha			普通地域	ha	文化財保護法による地域	ha																																																																														
自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha																																																																																																											
		自然環境保全地域普通地区	ha																																																																																																											
自然公園法による地域	401 ha	特別保護地区	ha																																																																																																											
		特別地域	401 ha																																																																																																											
		普通地域	ha																																																																																																											
文化財保護法による地域	ha																																																																																																													

<p>(2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類</p> <p>ホトトギス、カッコウ、アマツバメ、トビ、クマタカ、イヌワシ、アオゲラ、ホシガラス、キクイタダキ、コガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ウグイス、ヤブサメ、センダイムシクイ、メジロ、コマドリ、シロハラ、ツグミ</p> <p>イ 獣類</p> <p>サル、キツネ、テン、イタチ、ツキノワグマ、カモシカ、ノウサギ) ツキノワグマ、カモシカ、ノウサギ、サル、キツネ、イタチ、テン</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 なし</p> <p>4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>5 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 鳥獣保護区用制札</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>(2) 特別保護地区用制札</td> <td>5本</td> </tr> <tr> <td>(3) 案内板</td> <td>基</td> </tr> </table>	(1) 鳥獣保護区用制札	本	(2) 特別保護地区用制札	5本	(3) 案内板	基	<p>(2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類</p> <p><u>別表2のとおり</u> (<u>ヤマドリ</u>、<u>キジバト</u>、ホトトギス、カッコウ、アマツバメ、トビ、<u>オオタカ</u>、クマタカ、イヌワシ、<u>アカショウビン</u>、<u>アカゲラ</u>、アオゲラ、ホシガラス、キクイタダキ、コガラ、ヒガラ、シジュウカラ、<u>イワツバメ</u>、ウグイス、ヤブサメ、センダイムシクイ、メジロ、<u>カワガラス</u>、コマドリ、シロハラ、ツグミ、<u>オオルリ</u>、<u>ホオジロ</u>)</p> <p>イ 獣類</p> <p><u>別表3のとおり</u> (<u>ニホンザル</u>、<u>ホンドキツネ</u>、<u>ホンドタヌキ</u>、<u>ホンドテン</u>、<u>ホンドイタチ</u>、<u>ホンドオコジョ</u>、<u>ツキノワグマ</u>、<u>ニホンイノシシ</u>、<u>ニホンカモシカ</u>、<u>ニホンリス</u>、<u>ホンドモモンガ</u>、<u>ヤマネ</u>、<u>トウホクノウサギ</u>)</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 特になし</p> <p>5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。</p> <p>6 鳥獣保護区<u>特別保護地区</u>の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>特別保護地区用制札</td> <td>5本(1)</td> </tr> </table> <p>※ () 内の数値は既設の本数</p>	特別保護地区用制札	5本(1)
(1) 鳥獣保護区用制札	本								
(2) 特別保護地区用制札	5本								
(3) 案内板	基								
特別保護地区用制札	5本(1)								